

○平成二十五年総務省告示第四百七十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>一 無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九又は第四十九 条の六の十に規 定するシングル キャリア周波数 分割多元接続方 式携帯無線通信 を行う無線局等 の無線設備を使 用するインター ネットプロトコ ル移動電話端末 等</p>	<p>（略） 規則第三 十二条の 二十三</p>	<p>（略） 中欄に掲げる規定にかかわらず、電 気通信番号規則（平成九年郵政省令第 八十二号）第十一条各号に規定する電 気通信番号に対応した呼の設定を行 うためのメッセージ（以下「緊急通報 メッセージ」という。）を発信する機 能を有し、かつ、緊急通報メッセー ジを受信する機能を有しないインタ ネットプロトコル移動電話用設備に 接続する場合は、移動電話端末と構造 上一体となっており、かつ、規則第二 十八条の二の緊急通報を発信する機 能を用いることにより緊急通報を行 うための発信を行う機能を有するこ と。</p>	
<p>一 無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九又は第四十九 条の六の十に規 定するシングル キャリア周波数 分割多元接続方 式携帯無線通信 を行う無線局等 の無線設備を使 用するインター ネットプロトコ ル移動電話端末 等</p>	<p>（略） 規則第三 十二条の 二十三</p>	<p>（略） 1  中欄に掲げる規定にかかわらず、 電気通信番号規則（平成九年郵政省 令第八十二号）第十一条各号に規定 する電気通信番号に対応した呼の 設定を行うためのメッセージ（以下 「緊急通報メッセージ」という。） を発信する機能を有し、かつ、緊急 通報メッセージを受信する機能を 有しないインターネットプロトコ ル移動電話用設備に接続する場合 は、移動電話端末と構造上一体と なっており、かつ、規則第二十八条 の二の緊急通報を発信する機能を 用いることにより緊急通報を行う ための発信を行う機能を有するこ と。 2  中欄に掲げる規定にかかわらず、 緊急通報メッセージを発信する機</p>	

二 (略)			
(略)	(略)		
(略)	(略)		
二 (略)			
(略)	(略)		
(略)	(略)	<p>能を有しない場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であつて、電気通信事業法(以下「法」という。)第五十二条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。